

（第52号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

開発行為の許可申請手数料等の額を改め、宅地造成等に関する工事許可申請手数料等を定めるとともに、建築基準法等の改正に伴い規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

- (1) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）により宅地造成及び特定盛土等規制法が改正され、特別区においても宅地造成、特定盛土等又は土石の堆石工事に係る許可等の事務を担う必要があるため、宅地造成に関する工事許可申請手数料を新設するほか、所要の改正を行う。
- (2) 建築基準法等の改正に伴い、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改め、既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料及び既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料を新設するほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改称に伴い、名称等の整備をする。

2 施行日

公布の日から施行する。ただし、中野区事務手数料条例の一部を改正する条例別表第2の76の項及び77の項の改正規定並びに同表80の項に係る改正規定は、令和6年7月31日から施行する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
75の3	(略)	(略)	(略)	75の3	(略)	(略)	(略)
76	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 (ア) (略) (イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>39,000円</u> (ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>76,000円</u> (エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>149,000円</u> (オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>225,0</u>	(略)	76	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 (ア) (略) (イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>34,000円</u> (ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>65,000円</u> (エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>133,000円</u> (オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>200,0</u>	(略)

00円
 (カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 305,000円
00円
 (キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 370,000円
000円
 (ク) 面積が10ヘクタール以上のとき 497,000円
 イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
 (ア) 面積が0.1ヘクタール未満のとき 21,000円
 (イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 51,000円
 (ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 113,000円
 (エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 204,000円
 (オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 340,000円
 (カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘ

00円
 (カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 261,000円
00円
 (キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 337,000円
000円
 (ク) 面積が10ヘクタール以上のとき 460,000円
 イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
 (ア) 面積が0.1ヘクタール未満のとき 20,000円
 (イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 46,000円
 (ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 100,000円
 (エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 185,000円
 (オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 307,000円
 (カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘ

クタール未満のとき	<u>457,000円</u>
(キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>567,000円</u>
(ク) 面積が10ヘクタール以上のとき	<u>795,000円</u>
ウ その他の場合	
(ア) 面積が0.1ヘクタール未満のとき	<u>141,000円</u>
(イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>215,000円</u>
(ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>320,000円</u>
(エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>379,000円</u>
(オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>573,000円</u>
(カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>654,000円</u>
(キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>808,000円</u>
(ク) 面積が10ヘクタール以上の	

クタール未満のとき	<u>415,000円</u>
(キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>521,000円</u>
(ク) 面積が10ヘクタール以上のとき	<u>737,000円</u>
ウ その他の場合	
(ア) 面積が0.1ヘクタール未満のとき	<u>131,000円</u>
(イ) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>199,000円</u>
(ウ) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>292,000円</u>
(エ) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>348,000円</u>
(オ) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>525,000円</u>
(カ) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>599,000円</u>
(キ) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>746,000円</u>
(ク) 面積が10ヘクタール以上の	

		とき 1,081,000円				とき 1,004,000円	
77	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,081,000円とする。 ア～ウ (略)	(略)	77	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,004,000円とする。 ア～ウ (略)	(略)
78	(略)	(略)	(略)	78	(略)	(略)	(略)
79	(略)	(略)	(略)	79	(略)	(略)	(略)
80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 1通につき700円	(略)	80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 1件につき700円	(略)
80の2	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料 1通につき900円	交付申請のとき				
80の3	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料 ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 (ア) 500平方メートル以内のもの 20,000円 (イ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	許可申請のとき				

の 34,000円
(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円
(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円
(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円
(カ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円
(キ) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円
(ク) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円
(ケ) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円
(コ) 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円
イ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額
(ア) 500平方メートル以内のもの 18,000円

		(イ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 28,000円	
		(ウ) 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 35,000円	
		(エ) 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 54,000円	
		(オ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 66,000円	
		(カ) 10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの 121,000円	
		(キ) 20,000平方メートルを超え、 40,000平方メートル以内のもの 134,000円	
		(ク) 40,000平方メートルを超え、 70,000平方メートル以内のもの 163,000円	
		(ケ) 70,000平方メートルを超え、 100,000平方メートル以内のもの 207,000円	
		(コ) 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円	
80の	宅地造成及び特定盛	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積	許可
4	土等規制法第16条第	工事変更許可申請手数料	申請

1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。</p> <p>(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(ウ) その他の変更については、15,000円</p> <p>イ 土石の堆積を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合</p>
--	--

		<p>算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。</p> <p>(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積をする土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(ウ) その他の変更については、15,000円</p>		
80の5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料 1通につき900円	交付申請のとき	
80の	宅地造成及び特定盛	盛土規制法調書の写しの交付手数料	交付	

6	土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	1通につき700円	申請のとき			
81	(略)	(略)	(略)	81	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~	~
84	(略)	(略)	(略)	84	(略)	(略)
84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下この項から84の6の項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」とするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を新築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。))の場合に於いて、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第	(略)	84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下この項から84の6の項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」とするときは、(1)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を新築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(イ)に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第	(略)

		<p>1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機（以下この項及び次項において「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額</p> <p>(1)・(2) (略)</p>			<p>1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機（以下この項及び次項において「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額</p> <p>(1)・(2) (略)</p>		
84の3	(略)	(略)	(略)	84の3	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~	~	~
91	(略)	(略)	(略)	91	(略)	(略)	(略)
91の2	<p>建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に</p>	<p>建築物に関する計画通知手数料 計画通知1件につき、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、次に掲げる額（当該通知に係る計画に建築基準法第18条</p>	(略)	91の2	<p>建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に</p>	<p>建築物に関する計画通知手数料 計画通知1件につき、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、次に掲げる額（当該通知に係る計画に建築基準法第18条</p>	(略)

	基づく建築物に関する審査	第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を加えた額 ア～エ (略)			基づく建築物に関する審査	第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を加えた額 ア～エ (略)	
91の3	(略)	(略)	(略)	91の3	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
128の4	(略)	(略)	(略)	128の4	(略)	(略)	(略)
128の5	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき				
128の6	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき				
128の7	(略)	(略)	(略)	128の5	(略)	(略)	(略)
128の8	(略)	(略)	(略)	128の6	(略)	(略)	(略)

128 の9	(略)	(略)	(略)
128 の10	(略)	(略)	(略)
128 の11	(略)	(略)	(略)
129	(略)	(略)	(略)
130	(略)	(略)	(略)
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収 時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等	(略)

128 の7	(略)	(略)	(略)
128 の8	(略)	(略)	(略)
128 の9	(略)	(略)	(略)
129	(略)	(略)	(略)
130	(略)	(略)	(略)
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収 時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等(工	(略)

	(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。) のみの場合				場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。) のみの場合			
	(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)		
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)		2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)
3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2	(略)		3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項	(略)

項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

(1) 申請	ア	一戸建て住宅	(略)	(略)
に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合している	イ	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	(略)	(略)

の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

(1) 申請	ア	一戸建て住宅	(略)	(略)
に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合している	イ	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	(略)	(略)

	ることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					ことを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				
	(2) (略)	(略)				(2) (略)	(略)			
4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	(略)	4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	(略)			

	(1) 申請ア・イ (略)	(略)
	に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	
	(2) (略)	(略)
5	建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費性能基準に適合 (略)

	(1) 申請ア・イ (略)	(略)
	に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	
	(2) (略)	(略)
5	建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費性能基準に適合 (略)

性能の向上等に関する法律 第41条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 申請 に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類と	ア・イ (略)	(略)

性能の向上に関する法律第 41条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 申請 に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類とし	ア・イ (略)	(略)

	して区 長が定 めるも のが提 出され た場合		
	(2) (略)	(略)	
6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	(略)		(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項（(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の

	て区長 が定め るもの が提出 された 場合		
	(2) (略)	(略)	
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	(略)		(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項（(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建

建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建

築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築

(別紙)

建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

11・12 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の76の項及び77の項の改正規定並びに同表80の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定は、令和6年7月31日から施行する。

物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

11・12 (略)